

# 農地法第5条申請 記入例

## 農地法第5条第1項の規定による許可申請書

平成 28 年 8 月 20 日

菊川市農業委員会長 様

譲受人 小笠 一郎 (印)

譲渡人 菊川 太郎 (印)

下記のとおり農地の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

1 当事者の 氏名住所 及び職業	当事者の別	氏 名	住 所			職 業
	譲受人	小笠 一郎	菊川市赤土1503番地			会社員
譲渡人	菊川 太郎	菊川市堀之内61番地			農業	

  

2 許可を受けようとする土地の 所在・地番・地目・面積・利用 状況・普通 収穫高及び 耕作者の氏 名	土 地 の 所 在	地 番	地 目		面 積	利用状況	10a当たり 普通収穫高	耕作者の氏名	市街化区域 市街化調整区域 その他区域の別
			登記簿	現況					
	菊川市半済字小作	1859-3	畑	畑	259 m <sup>2</sup>	普通畑	野菜100kg	菊川太郎	無指定
	計	259 m <sup>2</sup>	( 田 m <sup>2</sup> 畑 259 m <sup>2</sup> )						

  

3 転用計画	(1)転用の目的(用途)	(2) 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細								
	自己住宅敷地	現在借家にて暮らしていますが、子供も成長し手狭になってきたので、自己住宅を建築できる土地を探していたところ、本申請地を譲ってもらえることになりました。 つきましては、本申請地に住宅を建築したく申請いたします。								
	(3)事業の操業期間又は 施設の利用期間	平成29年6月1日 から 永久 年間								
(4)転用時期 及び転用 目的に係 る事業又 は施設の 概要	工事計画	第1期(着工 平成28年12月1日～ 平成29年5月30日)				第2期	合 計			
		名 称	棟数	建築面積	所要面積	備 考	棟数	建築面積	所要面積	備 考
	土地造成	/	/	/	m <sup>2</sup>		/	/	m <sup>2</sup>	
	建築物	住宅	1	80m <sup>2</sup>	219m <sup>2</sup>		1	80m <sup>2</sup>	219m <sup>2</sup>	
	小 計	/	1	80m <sup>2</sup>	219m <sup>2</sup>		1	80m <sup>2</sup>	219m <sup>2</sup>	
	工作物	駐車場	2台分		40m <sup>2</sup>		2台分		40m <sup>2</sup>	
	小 計	/			40m <sup>2</sup>				40m <sup>2</sup>	
計		1	80m <sup>2</sup>	259m <sup>2</sup>		1	80m <sup>2</sup>	259m <sup>2</sup>		

4 権利を設定、移転しようとする契約の	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	その他
	所有権・賃借権 使用貸借による権利	設定・移転	許可あり次第	許可日から 永年	
5 資金調達についての計画	土地購入費	10,000,000 円	資金の調達方法 自己資金	5,000,000 円	
	土地整地費	2,000,000 円	借入資金	25,000,000 円	
	家屋建築費	18,000,000 円			
	計	30,000,000 円	計	30,000,000 円	
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害の防除施設の概要	<p><b>周辺農地に悪影響が生じないよう工事中及びその後も注意します。</b>  <b>なお、万一紛争が生じた場合は、自己の責任で解決します。</b></p>				
7 その他参考となるべき事項					

#### 記載注意

- (1) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- (2) 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載する。
- (3) 譲渡人が2人以上である場合には、申請人の差出人は「譲受人何某」、及び「譲渡人何某外何名」とし、申請書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請できるものとする。
- (4) 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作・一毛作の別、畑にあつては普通畑・果樹畑・桑畑・茶園・牧草地・その他の別、採草放牧地にあつては主な草名又は家畜の種類を記載する。
- (5) 「10a 当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあつては採草量又は家畜の頭数を記載する。
- (6) 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又は、これ以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
- (7) 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6箇月単位で区分して記載する。
- (8) 申請に係る土地が市街化調整区域にある場合においては、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要しないものであるときは、その旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当号を、転用行為が開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当号を、転用行為が建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第8号まで、又は都市計画法施行令第36条第1項第2号ハのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、「その他参考となるべき事項」欄に記載する。